

## 議案第 5 号

### 新市建設計画の一部変更について

新市建設計画の一部を次のように変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

新市建設計画の一部を次のように変更する。

I はじめに 3. 計画の期間中、「平成 32 年度」を「令和 7 年度」に、「16 か年」を「21 か年」に改める。

### III 3 市村の概要

#### 1. 人口・就業人口・世帯数

(1) 人口中、「新市の人口 121,704 人(平成 22 年国勢調査)」を「新市の人口 114,714 人(平成 27 年国勢調査)」に改め、表を次のように改める。

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		
	1995 年		2000 年		2005 年		2010 年		2015 年		
桐生市	総人口	120,377	100.0%	115,434	100.0%	109,127	100.0%	102,885	100.0%	96,494	100.0%
	0～14 歳	16,695	13.9%	14,943	12.9%	13,491	12.4%	11,746	11.4%	9,763	10.1%
	15～64 歳	82,261	68.3%	75,739	65.7%	68,033	62.3%	60,522	58.8%	53,415	55.5%
	65 歳以上	21,421	17.8%	24,728	21.4%	27,530	25.2%	30,313	29.5%	33,086	34.4%
新里村	総人口	14,956	100.0%	16,111	100.0%	16,324	100.0%	16,560	100.0%	16,254	100.0%
	0～14 歳	2,671	17.9%	2,662	16.5%	2,568	15.7%	2,428	14.7%	2,193	13.5%
	15～64 歳	10,187	68.1%	10,826	67.2%	10,798	66.2%	10,662	64.4%	9,871	60.8%
	65 歳以上	2,098	14.0%	2,623	16.3%	2,958	18.1%	3,461	20.9%	4,160	25.6%
黒保根村	総人口	2,860	100.0%	2,753	100.0%	2,586	100.0%	2,259	100.0%	1,966	100.0%
	0～14 歳	394	13.8%	328	11.9%	250	9.7%	179	7.9%	106	5.4%
	15～64 歳	1,687	59.0%	1,529	55.6%	1,395	53.9%	1,229	54.4%	1,028	52.3%
	65 歳以上	779	27.2%	896	32.5%	941	36.4%	851	37.7%	832	42.3%
合計	総人口	138,193	100.0%	134,298	100.0%	128,037	100.0%	121,704	100.0%	114,714	100.0%
	0～14 歳	19,760	14.3%	17,933	13.4%	16,309	12.7%	14,353	11.8%	12,062	10.5%
	15～64 歳	94,135	68.1%	88,094	65.6%	80,226	62.7%	72,413	59.5%	64,314	56.2%
	65 歳以上	24,298	17.6%	28,247	21.0%	31,429	24.5%	34,625	28.5%	38,078	33.3%

(2) 就業人口中、「新市の就業人口 57,343 人(平成 22 年国勢調査)」を「新市の就業人口 55,552 人(平成 27 年国勢調査)」に改め、表を次のように改める。

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		
	1995 年		2000 年		2005 年		2010 年		2015 年		
桐生市	総就業人口	63,262	100.0%	58,369	100.0%	52,950	100.0%	47,943	100.0%	46,064	100.0%
	第 1 次産業	708	1.1%	609	1.0%	560	1.1%	459	1.0%	458	1.0%
	第 2 次産業	29,888	47.2%	25,081	43.0%	20,899	39.5%	17,098	35.7%	16,134	35.0%
	第 3 次産業	32,603	51.6%	32,512	55.7%	31,239	58.9%	28,905	60.2%	28,104	61.0%
新里村	総就業人口	7,868	100.0%	8,465	100.0%	8,632	100.0%	8,366	100.0%	8,559	100.0%
	第 1 次産業	1,189	15.1%	1,083	12.8%	1,020	11.8%	761	9.1%	703	8.2%
	第 2 次産業	3,351	42.6%	3,436	40.6%	3,133	36.3%	2,953	35.3%	2,972	34.8%
	第 3 次産業	3,326	42.3%	3,946	46.6%	4,463	51.7%	4,374	52.3%	4,619	54.0%
黒保根村	総就業人口	1,483	100.0%	1,332	100.0%	1,257	100.0%	1,034	100.0%	929	100.0%
	第 1 次産業	357	24.1%	283	21.2%	262	20.8%	203	19.6%	160	17.2%
	第 2 次産業	599	40.4%	529	39.8%	418	33.3%	316	30.6%	278	30.0%
	第 3 次産業	527	35.5%	520	39.0%	573	45.6%	510	49.3%	486	52.3%
合計	総就業人口	72,613	100.0%	68,166	100.0%	62,839	100.0%	57,343	100.0%	55,552	100.0%
	第 1 次産業	2,254	3.1%	1,975	2.9%	1,842	2.9%	1,423	2.5%	1,321	2.4%
	第 2 次産業	33,838	46.6%	29,046	42.6%	24,450	38.9%	20,367	35.5%	19,384	34.9%
	第 3 次産業	36,456	50.2%	36,978	54.3%	36,275	57.8%	33,789	58.9%	33,209	59.8%

(3) 世帯数中、「新市の世帯数 46,688 世帯(平成 22 年国勢調査)」を「新市の世帯数 46,034 世帯(平成 27 年国勢調査)」に改め、表を次のように改める。

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
桐生市	41,496	41,868	40,984	40,656	39,811
新里村	4,057	4,567	4,827	5,247	5,484
黒保根村	807	852	836	785	739
合計	46,360	47,287	46,647	46,688	46,034

## 2. 面積

(1) 地目別土地利用中、「新市の面積 274.57 km<sup>2</sup>」を「新市の面積 274.45 km<sup>2</sup>」に改め、表を次のように改める。

	単位：km <sup>2</sup>							
	総面積	割合	農地	割合	宅地	割合	その他	割合
桐生市	137.47	100.0%	5.62	4.1%	17.42	12.7%	114.43	83.2%
新里村	35.60	100.0%	12.89	36.2%	4.35	12.2%	18.36	51.6%
黒保根村	101.50	100.0%	3.86	3.8%	1.05	1.0%	96.59	95.2%
平成 12 年合計	274.57	100.0%	22.37	8.2%	22.82	8.3%	229.38	83.5%
平成 24 年合計	274.57	100.0%	20.43	7.5%	24.81	9.0%	229.33	83.5%
平成 30 年合計	274.45	100.0%	19.49	7.1%	25.25	9.2%	229.71	83.7%

平成 12、24、30 年度固定資産概要調査  
合併後は、3 市村ごとのデータがないため、合計のみ記載

## IV 新市建設の基本方針

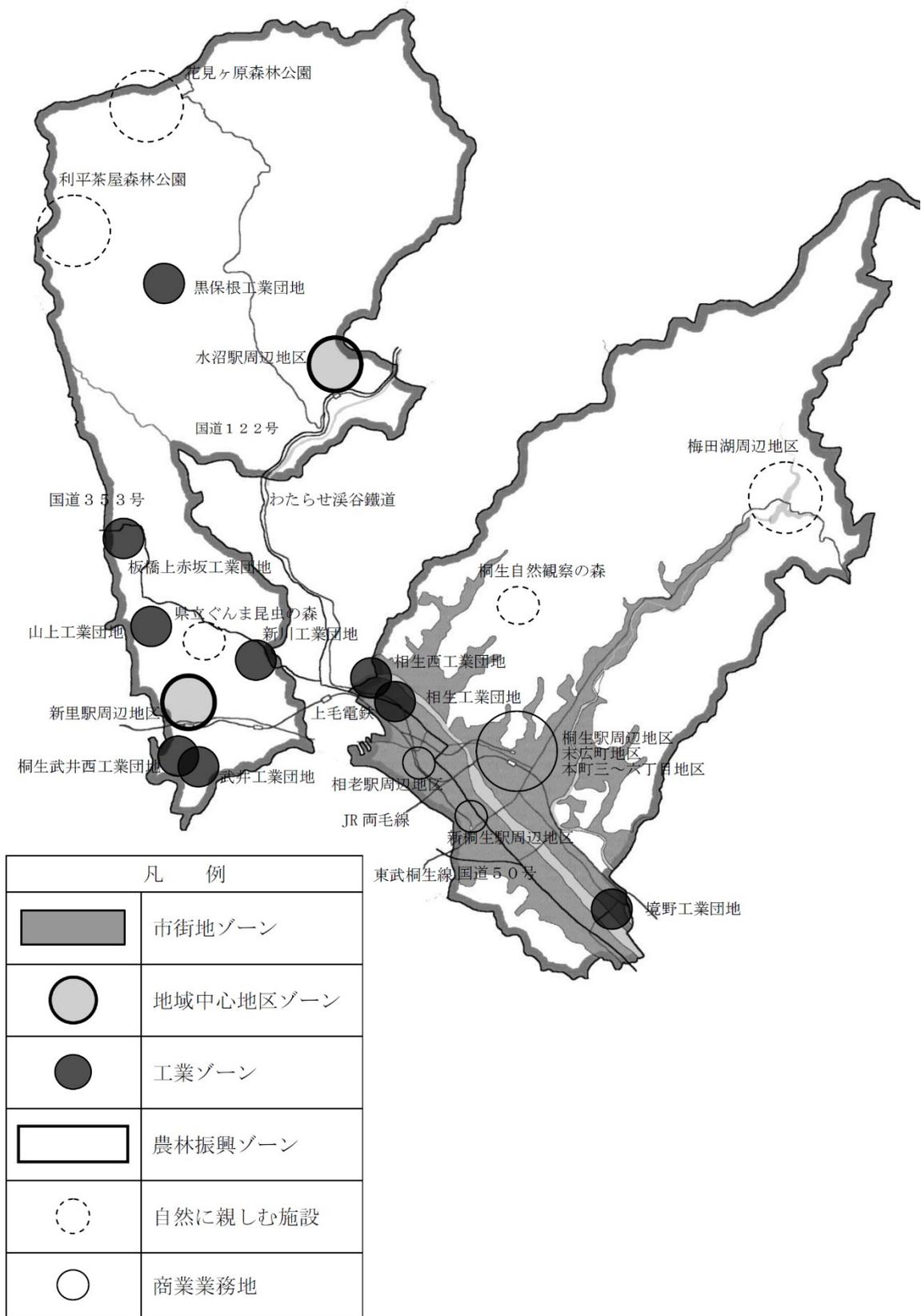
### 2. 土地利用計画

(3) ゾーンごとの土地利用方針中、「新里駅周辺地区、新川駅周辺地区及び

水沼駅周辺地区」を「新里駅周辺地区及び水沼駅周辺地区」に、「武井工業団地、黒保根地域の黒保根工業団地」を「武井工業団地、板橋上赤坂工業団地、桐生武井西工業団地、黒保根地域の黒保根工業団地」に改め、表及び土地利用計画図を次のように改める。

	行政区域面積	都市計画区域面積	
		市街化区域	市街化調整区域
桐生市	13,747ha	3,034ha	10,713ha
新里村	3,560ha	3,560ha(未線引き)	
黒保根村	10,138ha	都市計画なし	
合計	27,445ha		

# 土地利用計画図



### 3. 地域別まちづくりの方向

(2) 新里地域中、「3カ所のゴルフ場」を「2カ所のゴルフ場」に、「3カ所の工業団地」を「5カ所の工業団地」に、「北関東自動車道伊勢崎インターからの」を「北関東自動車道伊勢崎インター及び太田藪塚インターからの」に改める。

## V まちづくり計画

### 2. 保健福祉の増進

(2) 健康の増進[主要事業]の表中、「①老人医療の充実」を「①後期高齢者医療の充実」に改める。

### 3. 快適な生活環境の創出

(2) 水道水の安定供給中、「上水道・簡易水道事業」を「上水道事業」に、「新里地域の上水道では」を「新里地域では」に、「黒保根地域の簡易水道では」を「黒保根地域では」に、「各地域の」を「市内の」に改め、[主要事業]の表中、「⑤簡易水道施設の充実」を削る。

(3) 下水道等による環境保全[県の事業]の表中、「利根・渡良瀬流域下水道(桐生処理区)建設事業」を「東毛流域下水道(桐生処理区)建設事業」に改める。

### 5. 都市基盤の整備

(1) 道路交通網の整備中、「北関東自動車道伊勢崎インター及び太田藪塚インターへのアクセス道」を「北関東自動車道へのアクセス道」に、[主要事業]の表中、「北関東自動車道伊勢崎インター及び太田藪塚インターとのアクセス道路整備の推進」を「北関東自動車道伊勢崎インター、太田藪塚インター及び太田強戸スマートインターとのアクセス道路整備の推進」に改める。

(2) 公共交通の活性化中、「沿線市町村」を「沿線市町」に改める。

### 6. 森林都市と水源都市の実現

(1) 林業の活性化[県事業]の表中、「林道田沢小中線」の次に「、林業専用道向山線」を加える。

(2) 里山の保全と活用中、「48 歳」を「45 歳」に改める。

## VII 財政計画

本文中、「平成 26 年度までの 10 年間」を「令和 7 年度までの 21 年間」に、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」を「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」に、「平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間」を「令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間」に、「平成 17 年度から平成 24 年度まで」を「平成 25 年度から平成 30 年度まで」に、「平成 27 年度から平成 32 年度については、平成 26 年度予算額を基準として」を「令和元年度から令和 7 年度については、令和元年度予算額を基準として」に改める。

## 1. 歳入

- (1) 地方税中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改める。
- (2) 地方交付税中、「平成 28 年度」を「令和 2 年度」に改める。
- (3) 国・県支出金中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改める。
- (5) その他中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改め、「推計し、地方消費税交付金については、地方消費税率引上げを加味して」を削る。

## 2. 歳出

- (1) 人件費中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改め、「基準とし、」の次に「行政改革による職員の削減や」を加える。
- (2) 扶助費中、「老人福祉費」を「高齢者福祉費」に、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改める。
- (5) 物件費中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改める。
- (6) 補助費等中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改める。
- (7) 繰出金中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改める。
- (8) その他中、「平成 26 年度」を「令和元年度」に改める。

## 財政計画表

平成 25 年度～平成 32 年度の表を次のように改める。

●平成 25 年度～令和 2 年度

歳 入

単位：百万円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
地方税	13,570	13,588	13,380	13,363	13,407	13,382	13,120	13,134
地方交付税	11,146	10,905	10,892	10,501	10,098	9,799	9,350	8,963
国県支出金	9,325	9,330	10,652	9,004	8,944	8,372	9,177	8,797
地方債	3,273	3,328	2,453	1,920	2,002	2,597	3,574	4,979
その他	9,072	10,695	12,508	12,649	11,234	11,014	9,924	10,537
計	46,386	47,846	49,885	47,437	45,685	45,164	45,145	46,410

歳 出

単位：百万円

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
人件費	9,033	9,106	9,058	8,885	9,231	8,487	8,472	8,543
扶助費	9,628	9,994	9,962	10,317	10,289	9,662	10,288	10,246
公債費	3,964	4,134	3,898	3,856	3,802	3,829	3,915	4,016
投資的経費	3,889	4,727	4,635	3,951	3,178	3,504	4,787	6,426
物件費	6,010	6,457	6,533	6,566	6,469	6,535	6,976	7,054
補助費等	2,659	3,153	2,849	2,649	2,546	2,850	4,203	3,847
繰出金	6,198	6,498	6,826	6,750	6,506	6,256	4,992	4,642
その他	2,437	1,894	2,504	2,461	1,707	1,451	1,512	1,636
計	43,818	45,963	46,265	45,435	43,728	42,574	45,145	46,410

平成 25 年度～令和 2 年度の表の次に次の 1 表を加える。

●令和 3 度～令和 7 年度

歳 入

単位：百万円

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地方税	12,968	12,956	12,947	12,800	12,796
地方交付税	9,043	8,993	8,943	8,893	8,843
国県支出金	8,204	8,196	8,190	8,186	8,183
地方債	3,000	3,460	5,480	4,890	3,580
その他	10,175	10,178	9,872	9,498	8,750
計	43,390	43,783	45,432	44,267	42,152

歳 出

単位：百万円

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	8,316	8,314	8,112	7,984	7,748
扶助費	10,237	10,229	10,223	10,219	10,216
公債費	4,275	4,047	3,764	3,304	3,081
投資的経費	3,420	4,080	6,200	5,620	4,000
物件費	7,054	7,054	7,054	7,040	7,040
補助費等	3,790	3,790	3,790	3,790	3,734
繰出金	4,661	4,632	4,653	4,674	4,696
その他	1,637	1,637	1,636	1,636	1,637
計	43,390	43,783	45,432	44,267	42,152

## 議 案 説 明

### 議案第 5 号 新市建設計画の一部変更について

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴い、新市建設計画の一部を変更するに当たり、「市町村の合併の特例に関する法律」第 5 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。